

関係法令

○自然公園法

昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号

- 第 37 条** 国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - 二 著しく悪臭を発散させ、拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
 - 三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で政令で定めるものであつて、当該国立公園又は国定公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。
- 2 国又は都道府県の当該職員は、特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内において前項第 2 号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
 - 3 略

第 86 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一～八 略

- 九 国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内において、みだりに第 37 条第 1 項第 1 号に掲げる行為をした者
- 十 国立公園又は国定公園の特別地域、海城公園地区又は集団施設地区内において、第 37 条第 2 項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第 1 項第 2 号に掲げる行為をした者
- 十一 略

・自然公園法施行令

昭和 32 年 9 月 30 日制令第 298 号

第六条 法第三十七条第一項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 野生動物（法第三十七条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。）に餌を与えること。
- 二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

○北海道知床世界自然遺産条例

平成 28 年北海道条例第 10 号

第6条 道民等は、基本理念にのっとり、知床世界自然遺産の世界自然遺産としての顕著な普遍的価値並びに知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に対する理解を深めるものとする。

- 2 知床世界自然遺産の区域内の住民は、基本理念にのっとり、日常生活において知床世界自然遺産の自然環境に及ぼす影響を回避し、又は低減するよう努めるとともに、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用のための取組を自ら行うよう努めるものとする。
- 3 来訪者は、基本理念にのっとり、自らの行動が知床世界自然遺産の自然環境の保全に影響を及ぼさないよう十分配慮するとともに、国、道、関係市町村及び関係団体が知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進するために定めた来訪者の遵守すべき事項を遵守するものとする。
- 4 道民等は、基本理念にのっとり、国、道、関係市町村及び関係団体が実施する知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

○北海道生物の多様性の保全等に関する条例

平成 25 年北海道条例第9号

第 27 条 指定の対象となる区域(次条において「対象区域」という。)においては、指定餌付け行為を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

第 28 条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、対象区域において指定餌付け行為を行い、又は行おうとしている者その他の関係者に対し、指定餌付け行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定餌付け行為の実施状況その他必要な事項について検査させ、若しくは対象区域において指定餌付け行為を行い、若しくは行おうとしている者その他の関係者に質問させることができる。

第 29 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 第 27 条の規定に違反した者
- (2) 前条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 30 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 略

○斜里町ポイ捨て禁止条例

平成 21 年斜里町条例第9号

第8条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

2～3 略

第 11 条 町長は、第8条第1項から第3項に違反している者に対し、必要な措置を講ずるよう指導及び勧告することができる。

2 町長は、前項による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し勧告に従うよう命令することができる。

3 町長は、前項の命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

第 13 条 推進地区において第 11 条第2項の命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、3万円以下の過料に処する。

○羅臼町不法投棄防止条例

平成 26 年羅臼町条例第3号

第6条 何人も、みだりにごみ等を投棄し散乱させ、環境の美化に支障をきたす行為をしてはならない。

第8条 町長は、第6条の規定に違反して、ごみ等をみだりに投棄した者に対し、原状回復を命ずることができる。

2 略

第 11 条 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、50,000 円以下の過料に処する。